

平成29年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

生活保護における医療扶助・介護保険料の収納等・国民健康保険に関する事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
 「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
 「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
39	指摘事項	第1 生活保護における医療扶助 6 医療扶助運営体制の監査	現行の嘱託医に対する委嘱状には、所属する社会福祉事務所・非常勤であること・勤務期間のみが記載されており、業務内容・勤務日数・勤務時間・報酬等を定めた委嘱状が作成されていない。嘱託医設置要綱を制定し、当該要綱に基づいて委嘱するのが望ましいと考える。	生活福祉課	対応中	現在、「倉敷市生活保護医療審査要領」において業務内容を定めておりますが、新たに勤務日数・報酬等を定めた「倉敷市嘱託医設置要綱」を制定し、同要綱に基づいて嘱託医の委嘱を行う予定です。
41	指摘事項	第1 生活保護における医療扶助 6 医療扶助運営体制の監査	嘱託医の勤務日数等を定めた委嘱状等がないため、週1日勤務する必要があるのか判然としない状況である。月2回程度医療扶助職員が児島市民病院へ出向き、要否意見書の審査や適正医療扶助関連の協議等を依頼している現状であり、支障なく実施することができているとのことであるが、勤務日数・勤務時間等を明確にした上で、確実な履行を求める必要がある。	児島保健福祉センター福祉課	措置済	平成30年度は、月2回（隔週）の嘱託医勤務及び月2回（隔週）の医療扶助職員が倉敷市民病院に出向いて協議を行うことにより、週1回の必須要件を満たすように対応していました。令和元年度から、週1回の嘱託医勤務により、他の福祉事務所と同様の体制で運営できています。
52	指摘事項	第1 生活保護における医療扶助 7 医療扶助実施の監査（3）医療扶助の継続等	向精神薬以外の重複処方については、現在、レセプト点検がなされていないが、自動点検システムが導入され、容易に確認できるようになっていることから、向精神薬以外についても点検し、重複処方が見つかれば指導がなされるべきである。	生活福祉課	対応中	現在、レセプト管理システムは、厚生労働省の通知により向精神薬について、レセプト点検を行っております。重複処方については、国の動向を注視しながら対応を検討してまいります。
138	指摘事項	第2 介護保険料の収納等 3 介護保険料の収納等に関する個々の事務に対する監査手続と結果 (2) 滞納整理の事務に対する監査結果	財産調査対象者等に関する規定等の整備状況について確認したが、財産調査対象者、差押対象者、差押財産等をいかにして決定するかについて一定の運営方針は示されているが、文書化されていないことから財産調査対象者や差押対象者が担当職員によって任意に決められるおそれがある。運営方針だけではなく規定、マニュアル等を整備すべきである。	介護保険課	措置済	介護保険料の滞納整理事務については、一定の運営方針に基づき対応してきましたが、平成31年3月に財産調査対象者等の選定マニュアルを整備しました。

（公表日：令和元年8月28日 通知日：令和元年7月30日 法 第15号）